

平成29年第5回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 略 (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新されること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員（ウ）略 イ・ウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 略 (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合）にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員（ウ）略 イ・ウ 略</p>
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 略 (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該</p>

現 行	改 正 後
<p>育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数）をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 略</p>	<p>日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数）をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 略</p>
	<p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>（1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>（2）当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p>
<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</p> <p><u>第2条の4 略</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に</p>	<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</p> <p><u>第2条の5 略</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に</p>

現 行	改 正 後
<p>掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことから他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことから他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとする。</p>	<p>掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことから、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u><u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u><u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じること</u>となつたこととする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市税条例の一部を改正する条例の概要

1 減免の対象となる場合及び固定資産税額の軽減又は免除の割合

(1) 仮換地の全部又は一部について使用し、又は収益することできない場合で、土地区画整理法の規定により、当該仮換地に対応する従前の土地（以下「従前地」という。）の全部又は一部について使用し、又は収益することできないとき。	全額免除
(2) 過小宅地等のため換地を交付しないで金銭で清算することが予定された土地が、土地区画整理法の規定により、使用し、又は収益することできないとき。	全額免除
(3) 市が施行する土地区画整理事業に起因して住宅用地に対する課税標準の特例の適用を受けることができなくなったとき。	特例を適用した場合との差額に相当する額を軽減

※ 仮換地とは、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合において指定する施行地区内の宅地をいう（土地区画整理法第98条第1項）。

2 上記1(1)及び(2)の減免期間（平成31年度分以後の固定資産税について適用）

仮換地の指定等による従前地の使用収益停止	仮換地を使用収益できることとなった日	換地処分の公告の日 又は 換地計画認可の公告の日	換地又は保留地の取得者登記日
	(1) 従前地に課税する期間（減免期間）	仮換地に課税する期間	
(2)	従前地に課税する期間（減免期間）		

荒尾市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(固定資産税の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1)～(3) 略 <u>(4)</u> 略 2・3 略</p>	<p>(固定資産税の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1)～(3) 略 (4) <u>土地区画整理法第3条第4項又は第5項の規定により市が行する土地区画整理事業の施行地区内に所在する土地</u> <u>(5)</u> 略 2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

訴えの提起について（概要）

1 事件名

所有権確認ないし所有権（共有者全員持分全部）移転登記手続請求事件

2 事件の概要

- (1) 大島町四丁目地内（荒尾市大島浄化センター、北新地グラウンド等）に存在する本件土地（物件位置図①～⑧の用悪水路）は、登記簿の表題部に81名の氏名のみが記載されており、住所の記載がない。
- (2) 本件土地の閉鎖登記簿謄本や旧土地台帳の記載も同様である。また、調査の結果、登記簿の表題部に氏名を記載された者の中に、本件土地を本籍地とした者はおらず、さらに、本件土地の固定資産税は非課税であるため、課税台帳上も所有者を特定することができない。
- (3) また、本件土地の一部が有明海沿岸道路事業用地となったこともあり、今後、利活用する上でも、本件土地の所有権を取得する必要があるものの、所有者が不明であることから、熊本家庭裁判所玉名支部に不在者財産管理人選任を申し立て、平成29年9月25日に、この申立てを相当として認める審判を受け、不在者財産管理人が選任された。
- (4) 土地の地目は用悪水路であるが、水路の周囲大部分が荒尾市名義であり、物件位置図⑤から⑧までの一帯については昭和25年3月30日に学校用地として敷地買取りが完了し、その後、昭和27年頃に旧荒尾第二中学校として造成され、現在の荒尾市大島浄化センター及び北新地グラウンド敷地に至るまで形状を変えて荒尾市が使用し、及び維持管理を行ってきた。
- (5) このことから、少なくとも昭和25年3月30日から現在に至るまで、荒尾市が土地を占有した上で、除草や堆積土砂の浚渫^{しゅんせつ}業務などの維持管理を行ってきたものであり、今後も、公共において維持管理を行うものである。
なお、占有の開始から今日に至るまで、当該水路の所有権を主張する者はない。
- (6) よって、本件土地を遅くとも昭和25年3月30日から現在に至るまで占

有している荒尾市は、民法第162条第1項を根拠とする取得時効を援用し、本件土地の不在者財産管理人に対して、所有権確認ないし所有権移転登記手続を求める訴えを提起するものである。

物件位置図



「荒尾運動公園施設」指定管理者の指定に係る資料

(指定期間:平成30年4月1日から平成35年3月31日まで)

- 1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称	荒尾市体育協会
代 表 者	会長 山口 賢一
所 在 地	荒尾市荒尾4051番地

- 2 根拠条例

荒尾市都市公園条例（昭和47年条例第8号）

- 3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公募掲載（広報）	平成29年7月1日
公募掲載（ホームページ）	平成29年7月1日
募集要項配布開始	平成29年7月3日
質問受付期間	平成29年7月20日から同年8月3日まで
現地説明会	参加申込みが無いため開催せず
公募受付期間	平成29年8月21日から同月25日まで
選定委員会（候補者を選定）	平成29年10月6日

- 4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、応募のあった1団体から提出された申請書類を審査するとともに、提案説明と質疑応答を行い、委員ごとに採点した。採点集計後、集計結果について確認を行い、指定管理候補者を選定した。

- 5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第4条第1項に規定する選定の基準「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」、「4 施設管理経費の縮減」について総合的な評価を行った。

荒尾市体育協会については、これまでの荒尾運動公園施設の指定管理者としての5年間の実績、地域でのスポーツ推進活動実績、スポーツ指導者における人材の豊富さなどを高く評価し、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

6 指定管理候補者となる団体の概要

設 立	昭和21年6月
事業内容	荒尾市体育協会は、22の競技種目団体、スポーツ推進委員協議会及び小・中学校体育連盟により組織される団体で、「スポーツを通じて市民の体力を向上し、明るく健康な都市づくりに寄与すること」を目的とし、各種競技会、講習会等の事業を行っている。

7 施設管理及び運営の提案要旨（申請書の要旨）

「新・第5次荒尾市総合計画」に掲げてある「生涯スポーツの推進」に基づき、年齢、体力、目的等に応じて、普段の生活の中で様々なスポーツに触れ合うことができるよう、体育施設の充実を図るとともに、平成28年度に策定された「荒尾市スポーツ推進基本計画」に基づく各種スポーツ推進施策や荒尾市体育協会における各種事業を通じ、設立目的である「スポーツを通じて市民の体力を向上し、明るく健康な都市づくり」に努める。

【基本方針】

- (1) 1か所に複数施設が集約された本市施設の特徴を生かした利用促進による市民の健康づくりの推進
- (2) 行政、関係団体、地域等との連携によるスポーツの振興
- (3) 競技レベルに応じた施設の公平・公正な運営
- (4) 全ての公園利用者が安全で快適に利用できるための管理

平成29年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	庁舎施設改修費	9,958				9,958	□教育委員会棟の改修工事 ・工事請負費 9,958
	市民応援事業費	1,000			1,000		□緑化講習会の開催 ・委託料 1,000 (財源) ・くまもと緑・景観協働機構 助成金 1,000
	電子計算費	1,151				1,151	□マイナポータル対応機能拡張の構築 ・委託料 1,151
	2 款計	12,109			1,000	11,109	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 182				△ 182	□特別会計の補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 △182
	介護保険特別会計繰出金	△ 2,996				△ 2,996	□特別会計の補正による ・介護保険特別会計繰出金 △2,996
	住居確保給付金事業費	2,732				2,732	□平成28年度国庫負担金の精算 ・返還金 2,732
	簡素な給付措置事業費（経済対策分）	17,198				17,198	□平成28年度国庫補助金の精算 ・返還金 17,198
	生活困窮者自立相談支援事業費	1,799				1,799	□平成28年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,799
	後期高齢者医療費	6,261				6,261	□平成28年度療養給付費金の精算 ・追加負担金 6,261
	後期高齢者医療特別会計繰出金	323				323	□特別会計の補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 323
	障害者福祉総務費	642				642	□平成28年度国庫負担金の精算 ・返還金 642
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	24,895				24,895	□平成28年度国庫負担金の精算 ・返還金 24,895
	自立支援医療費支給事業費	7,356				7,356	□平成28年度国庫負担金の精算 ・返還金 7,356
	相談支援給付費等支給事業費	9,101				9,101	□平成28年度国庫負担金の精算 ・返還金 9,101
	障害者補装具給付費	2,283				2,283	□平成28年度国庫負担金の精算 ・返還金 2,283
	療養介護医療費支給事業費	444				444	□平成28年度国庫負担金の精算 ・返還金 444
	日常生活用具給付等事業費	2,372	1,489		386	497	□扶助費の増による ・扶助費 2,372 (財源) ・利用料 386 ・国庫補助金 993 ・県補助金 496
	婦人相談員設置事業費	77				77	□平成28年度国庫補助金の精算 ・返還金 77
国民年金事務費	249	249				□年金生活者支援給付金システムの改修 ・委託料 249 (財源) ・国庫委託金 249	

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	特別保育事業費	2,941	108			2,833	□基準単価改正及び利用者の増に伴う ・委託料 163 ・補助金 2,778 (財源) ・国庫補助金 54 ・県補助金 54
	病児・病後児保育事業費	63	42		3	18	□基準単価の改正に伴う ・委託料 63 (財源) ・国庫補助金 21 ・県補助金 21 ・受託分収入 3
	児童福祉総務費(臨時及び非常勤職員雇用)	415				415	□職員産休・育休代替のための補充 ・健康労働保険料 58 ・臨時職員賃金 357
	管内外私立保育所運営費	99,060	28,488		6,595	63,977	□低年齢児の入所増、公定価格の改定等に伴う ・負担金 99,060 (財源) ・保護者負担金 6,595 ・国庫負担金 18,992 ・県負担金 9,496
	特定教育・保育施設型給付費	39,789	28,388			11,401	□低年齢児の入所増、公定価格の改定等に伴う ・負担金 39,789 (財源) ・国庫負担金 19,374 ・県負担金 9,687 ・県補助金 △673
	清里保育園施設改修費	2,832	682			2,150	□園舎の耐震診断による ・委託料 2,832 (財源) ・国庫補助金 682
	生活保護費(扶助費)	81,029	54,495			26,534	□扶助費の増及び平成28年度国県負担金の精算による ・扶助費 72,660 ・返還金 8,369 (財源) ・国庫負担金 54,495
	3 款計	298,683	113,941		6,984	177,758	
4	衛生費						
	保健総務費(産休・育休代替職員雇用)	1,394				1,394	□職員産休・育休代替のための補充(3人) ・健康労働保険料 211 ・臨時職員賃金 1,183
	4 款計	1,394				1,394	
6	農林水産費						
	農業共済加入促進事業費	268	133			135	□農業共済の加入促進を図るための助成 ・補助金 268 (財源) ・県補助金 133
	6 款計	268	133			135	
7	商工費						
	いきいき産業立地促進助成事業費	1,750				1,750	□条例に基づく雇用促進補助 ・補助金 1,750
	7 款計	1,750				1,750	
8	土木費						
	土木総務費(土木課産休・育休代替職員雇用)	△355				△355	□産休・育休代替職員の雇用形態の変更による組替え ・非常勤職員報酬 275 ・健康労働保険料 △58 ・臨時職員賃金 △572
	土木総務費(土木課人件費)			△2,200		2,200	□起債対象事業の組替え(財源) ・海岸保全事業債 △2,200

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	2,500		2,200		300	<input type="checkbox"/> 起債対象事業の組替え ・普通旅費 50 ・消耗品 1,388 ・燃料費 546 ・手数料 162 ・使用料 108 ・借上料 246 (財源) ・海岸保全事業債 2,200
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	317				317	<input type="checkbox"/> 特別会計の補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 317
	都市下水道維持費	2,000				2,000	<input type="checkbox"/> 排水路の浸漬による ・手数料 2,000
	8款計	4,462				4,462	
10	事務局費（産休・育休代替職員雇用）	388				388	<input type="checkbox"/> 職員産休・育休代替のための補充 ・健康労働保険料 62 ・臨時職員賃金 326
	小学校施設改修費	5,486			1,647	3,839	<input type="checkbox"/> 桜山小学校運動場改修及び車椅子用階段昇降車購入 ・委託料 3,839 ・備品購入費 1,647 (財源) ・子ども未来基金繰入金 1,647
	中学校施設改修費	1,237				1,237	<input type="checkbox"/> 中学校施設の緊急修繕に伴う ・修繕費 1,237
	中学校教室用エアコン整備事業費	304,397		228,200		76,197	<input type="checkbox"/> 中学校教室用エアコン設置に伴う ・工事請負費 304,397 (財源) ・中学校施設整備事業債 228,200
	10款計	311,508		228,200	1,647	81,661	
11	現年農林水産災害復旧事業費	868				612	<input type="checkbox"/> 7月発生の豪雨災害復旧費 ・修繕費 868 (財源) ・地元分担金 256
	11款計	868				612	
	款 合 計	631,042	114,074	228,200	9,887	278,881	
	各款職員人件費	△ 6,574				△ 6,574	<input type="checkbox"/> 人事異動、共済費改定等に伴う ・一般職給 △4,907 ・特別職給 △245 ・職員手当等 △4,265 ・共済費 2,843
	補 正 額	624,468	114,074	228,200	9,887	272,307	一般財源 ・生活保護費国庫負担金(過年度) 30,487 ・繰越金 241,820
	補正前の額	21,317,871	6,019,431	682,700	1,374,457	13,241,283	
	合 計	21,942,339	6,133,505	910,900	1,384,344	13,513,590	

平成29年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	療養給付費等負担金	1,087,664	74,688	1,162,352	保険給付費の増額等に伴う増額
	その他	652,966	0	652,966	
	計	1,740,630	74,688	1,815,318	
9款 繰入金	一般会計繰入金	681,976	△ 182	681,794	共済費改定等に伴う減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	781,976	△ 182	781,794	
10款 繰越金	繰越金	43,328	93,733	137,061	平成28年度決算剰余金
11款 諸収入	雑入	5,711	64,372	70,083	
	その他	9,200	0	9,200	
	計	14,911	64,372	79,283	
その他		6,174,892	0	6,174,892	
歳入合計		8,755,737	232,611	8,988,348	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	92,180	△ 182	91,998	共済費改定等に伴う減額
	その他	18,931	0	18,931	
	計	111,111	△ 182	110,929	
2款 保険給付費	一般被保険者療養給付費	4,470,684	188,972	4,659,656	決算見込による給付費の増額
	一般被保険者高額療養費	711,057	43,821	754,878	
	その他	253,131	0	253,131	
	計	5,434,872	232,793	5,667,665	
8款 保健事業費	保健衛生普及費	30,073	0	30,073	臨時職員賃金から非常勤職員報酬への組替え
	その他	46,414	0	46,414	
	計	76,487	0	76,487	
その他		3,133,267	0	3,133,267	
歳出合計		8,755,737	232,611	8,988,348	

平成29年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,089,387	△ 455	1,088,932	人事異動、共済費改定等に伴う減額
	その他	86,328	0	86,328	
	計	1,175,715	△ 455	1,175,260	
4款 国庫支出金	介護保険事業費補助金	660	980	1,640	平成30年度介護保険制度改正によるシステム改修に対する補助金
	地域支援事業交付金 (総合以外)	49,218	△ 806	48,412	人事異動、共済費改定等に伴う減額
	その他	1,505,996	0	1,505,996	
計	1,555,874	174	1,556,048		
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	24,609	△ 403	24,206	人事異動、共済費改定等に伴う減額
	その他	811,072	0	811,072	
	計	835,681	△ 403	835,278	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	54,024	△ 4,637	49,387	人事異動、共済費改定等に伴う減額
	事務費繰入金	61,085	2,044	63,129	介護保険制度改正によるシステム改修に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	24,610	△ 403	24,207	人事異動、共済費改定等に伴う減額
	その他	744,710	0	744,710	
計	884,429	△ 2,996	881,433		
その他		1,890,355	0	1,890,355	
歳入合計		6,342,054	△ 3,680	6,338,374	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	97,728	△ 3,680	94,048	人事異動、共済費改定等に伴う減額 介護保険係職員分 △4,637 地域包括支援センター職員分 △2,067 介護保険制度改正によるシステム改修委託料 3,024
	その他	57,178	0	57,178	
	計	154,906	△ 3,680	151,226	
その他		6,187,148	0	6,187,148	
歳出合計		6,342,054	△ 3,680	6,338,374	

2号補正後の介護保険特別会計予算は6,368,425千円で、その内訳は、保険事業勘定6,342,054千円、介護サービス事業勘定26,371千円となります。

今回の3号補正により、保険事業勘定を3,680千円減額しますので、3号補正後介護保険特別会計予算は6,364,745千円となります。

議第88号資料

平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	37,902	323	38,225	共済費改定等に伴う増額
	その他	198,623	0	198,623	
	計	236,525	323	236,848	
6款 諸収入	雑入	7,661	42	7,703	派遣職員の共済費改定等に伴う増額
	その他	19,563	0	19,563	
	計	27,224	42	27,266	
その他		502,914	0	502,914	
歳入合計		766,663	365	767,028	

【歳出】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	41,225	365	41,590	共済費改定等に伴う増額 高齢者医療係職員分 323 派遣職員分 42
	その他	4,093	0	4,093	
	計	45,318	365	45,683	
その他		721,345	0	721,345	
歳出合計		766,663	365	767,028	

平成29年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】 (単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	169,072	317	169,389	共済費改定等に伴う増額
その他		373,750	0	373,750	
歳入合計		542,822	317	543,139	

【歳出】 (単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	80,203	317	80,520	共済費改定等に伴う増額
その他		462,619	0	462,619	
歳出合計		542,822	317	543,139	

議第90号資料

平成29年度 荒尾市水道事業会計補正予算（第1号）資料

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業費用		1,025,712	5,400	1,031,112	
	1	営業費用	927,403	5,400	932,803	
		2 配水及び給水費	93,373	5,400	98,773	漏水に伴う修繕の増加

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		505,425	27,216	532,641	
	1	建設改良費	271,732	27,216	298,948	
		1 配水設備拡張費	129,219	19,440	148,659	施工予定工事の前倒しによる増加
		2 配水設備改良費	120,306	7,776	128,082	突発的な機器等の更新による増加

収入総額224,691千円－支出総額532,641千円＝収支差引△307,950千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額307,950千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,628千円、当年度分損益勘定留保資金177,686千円及び建設改良積立金120,636千円で補填するものとする。